

言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例（概要）

1 制定趣旨

- 平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」においては、手話が言語であることが定義され、また、国内においても、平成23年に障害者基本法の一部改正により、手話の言語性が位置づけられたところ。
- しかしながら、今なお聴覚に障害のある方が使用する手話やその他のコミュニケーション手段について、社会の理解が進んでいるとは言い難い状況。
- 聴覚に障害のある人が、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う「聞こえの共生社会」を推進するため、本条例を制定するもの。

2 概要

(1) 基本理念

次に掲げる事項を旨として聞こえの共生社会の推進を行う。

ア 手話が独自の言語であるとの認識の上で普及を行うこと。

イ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段についての選択の機会が確保され、情報の取得等の手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(2) 責務等

ア 府は、聞こえの共生社会推進施策の実施等にあたって、府民及び市町村等と連携し取り組むものとする。

イ 府民、事業者等は、基本理念に関する関心及び理解を深める（努力義務）。

(3) 基本的な施策の方向性

ア 手話言語の普及

乳幼児期やろう学校における手話を学ぶ機会の確保、中途失聴者等の手話学習の機会の提供及び一般府民等への普及啓発

イ 手話以外の聴覚障害者のコミュニケーション手段の普及

盲ろう者等のコミュニケーション手段の習得のための支援及び一般府民等への普及啓発

(4) 環境の整備

コミュニケーション手段を使用した府政情報等の提供、手話通訳者等の人材確保等

3 施行期日

平成30年3月12日



言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例案の概要

【ねらい】

- 手話言語の普及とコミュニケーション手段の普及による「聞こえの共生社会」の実現

【主な内容】

学習の機会の提供

- 手話学習の機会の提供(聴覚障害のある乳幼児・保護者、難聴者、中途失聴者等)
- 手話以外のコミュニケーション手段(要約筆記、触手話等)を学ぶ機会の確保

環境の整備

- 教育環境の整備(ろう学校の教員への手話研修等)
- 同じ障害を持つ仲間との交流の場づくり
- 聴覚障害者の生活を支える支援者(手話通訳者、要約筆記者等)の養成

普及・啓発

- 府民や事業者に対する啓発活動の実施
- 府民が手話・コミュニケーション手段を学ぶ機会の確保

【特徴】

- 手話やろう者への理解促進だけでなく、難聴、盲ろう等様々な聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及について定める都道府県条例は、4例目